

受付 令和 年 月 日

備考

- 1 (※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合、記名押印してください。
- 2 太線の枠内だけ記入してください。
- 3 給水装置所有者変更の場合は裏面に記載のある書類を添付してください。
- 4 本届書に係る権利関係については、後日利害関係人等からの異議申し出があっても、上下水道部はその責任を負いません。
- 5 新所有者が、この給水装置を使用するときは、同時に「給水装置使用開始届」を提出してください。
- 6 旧所有者が、この給水装置の使用を中止又は廃止するときは、「給水装置使用中止・廃止届」を提出してください。

(裏面)

添付書類

1 不動産売買を理由とする場合

新所有者が当該土地・家屋の真正な所有者であることを示す書類（登記事項証明書等の写し、売買契約書の写し、資産証明書等の写し）を添付してください。

2 遺産相続を理由とする場合

新所有者が当該土地・家屋の真正な所有者であることを示す書類（登記事項証明書等の写し、資産証明書等の写し）を添付してください。

3 贈与を理由とする場合

新所有者が当該土地・家屋の真正な所有者であることを示す書類（登記事項証明書等の写し、資産証明書等の写し）を添付してください。

なお、上記の書類を添付できない場合は、旧所有者欄（表面）への署名又は記名押印に加え、旧所有者が当該土地・家屋の真正な所有者であることを示す書類（登記事項証明書等の写し、資産証明書等の写し）を添付してください。

(担当及び提出先：上下水道部営業課)